

第 1 回幕別町議会臨時会

議事日程

令和 8 年第 2 回幕別町議会臨時会
(令和 8 年 5 月 8 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
行政報告
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
(令和 7 年度幕別町一般会計補正予算（第12号）)
- 日程第 4 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について
(令和 8 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）)
- 日程第 5 議案第34号 幕別町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第35号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第36号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 の 2 議案第36号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)
- 日程第 8 議案第37号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第38号 令和 8 年度幕別町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第10 議案第39号 令和 8 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 議案第40号 令和 8 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議案第41号 工事請負契約の締結について
(忠類第一幹線明渠排水路整備工事)

会議録

令和8年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和8年5月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 5月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 16 谷口和弥 |
| 17 藤原 孟 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長	飯田晴義
教 育 長	笹原敏文
住 民 生 活 部 長	白坂博司
経 済 部 長	西嶋 慎
会 計 管 理 者	宮田 哲
札 内 支 所 長	石田晋一
政 策 推 進 課 長	宇野和哉
地 域 振 興 課 長	安田奈緒
住 民 課 長	佐々木一成
こ ど も 課 長	山本 充
農 林 課 長	遠藤寛士
水 道 課 長	和田智旭
生 涯 学 習 課 長	木村純一

ほか、関係係長

副 町 長	伊藤博明
企 画 総 務 部 長	山端広和
保 健 福 祉 部 長	亀田貴仁
建 設 部 長	河村伸二
忠 類 総 合 支 所 長	鯨岡 健
教 育 部 長	石田晋一
総 務 課 長	西田建司
糠 内 出 張 所 長	古山悌士
税 務 課 長	田村真由美
保 健 課 長	吉仲有希
商 工 観 光 課 長	大島洋平
学 校 教 育 課 長	甲谷英司
学校給食センター所長	守屋敦史

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤勝博 課長 岩岡夢貴 係長 渡辺 優

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|--------|---------|--------|
| 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
|--------|---------|--------|

議事の経過

(令和8年5月8日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただ今から、令和8年第2回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に3番山端議員、4番内山議員、5番小田議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間と決定しました。
ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が、議長宛に提出されておりますので、あらかじめ配付してあります。
また、4月21日、令和8年度十勝町村議会議長会定期総会が開催され、私が出席いたしました。
その議案の抜粋をあらかじめ配付してあります。
のちほど、ご覧いただきたいと思います。

[人事異動による管理職職員の紹介]

○議長（寺林俊幸） ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明） 本年4月1日付けで人事異動を行いましたので、異動しました管理職職員をご紹介します。
お配りしております特別職及び管理職名簿令和8年4月1日現在をご覧ください。
異動した職員を黄色マーカで表示しております。
部長職です。
住民生活部長、白坂博司。
経済部長、西嶋慎。
出納室長、宮田哲。
札内支所長、石田晋一。
教育部長、谷口英将。
課長職です。
保健福祉部保健課長、吉仲有希。

経済部農業振興担当参事、中山仁。
商工観光課長、大島洋平。
忠類総合支所保健福祉課長、酒井貴範。
経済建設課長、平井幸彦。
札内支所住民課長兼住民相談室参事、菅原隆行。
教育委員会教育部学校教育課長、甲谷英司。
生涯学習課長、木村純一。
農業委員会事務局長、北原正喜。
課長補佐職です。
住民生活部住民課主幹（戸籍住民担当）、山田博昭。
以上でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、3点につきまして行政報告をさせていただきます。

はじめに、高木美帆さんに対する表彰及び感謝パレード・ふれあい交流会の実施について申し上げます。

本年2月6日から22日まで、イタリアで開催された冬季オリンピック競技大会のスピードスケート競技において、本町出身の高木美帆さんが、平昌大会、北京大会に引き続き3大会連続となるメダルを獲得いたしました。

高木さんは、このオリンピックの後、オランダで3月7日から2日間行われた世界オールラウンドスピードスケート選手権2026で総合3位という成績を収められ、このレースを最後に、現役を引退されました。

このことを受け、4月22日に開催した「町民栄誉賞及び特別町民栄誉賞選考委員会」において、高木美帆さんのこれまでの功績を称え、特別町民栄誉賞の授与を決定したところであります。

また、町及び「ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック出場選手を応援する会」は、今回のオリンピックを通して、多くの感動を与えていただいたことへの感謝と、これまでの競技生活への労いの意を表すため、ご本人からも、多くの方へ感謝を伝えたいというご意向を受け、明日5月9日に幕別町百年記念ホール前特設会場において、感謝パレードとふれあい交流会を実施することといたしました。

当日は、できる限り参加者数の制限をすることなく、多くの人と触れ合いたいというご本人の希望に沿った形で、屋外でパレード、表彰式、ふれあい交流会を実施することとしたところであり、たくさんの方の町民をはじめとする高木美帆さんを応援してきた方に参加をいただき、ご本人に労いや感謝の言葉をかけていただければと考えております。

次に、国民健康保険の資格管理における事務処理誤りについて申し上げます。

国民健康保険の加入・脱退に伴う資格管理につきましては、本人からの届出に基づき、健康保険資格証明書等により被用者保険の資格取得日または喪失日を確認の上、国民健康保険資格の切り替えを行うこととしておりますが、この度、被用者保険に加入されている方に国民健康保険の資格を重複して付与していた事案を確認いたしました。

被用者保険と国民健康保険の資格重複の問題は、全国共通の課題として認識されており、厚生労働省では、オンライン資格確認の導入に伴い、国において一元的に管理される資格情報を利用し、資格重複の情報を市区町村に提供する仕組みを構築したところであり、本年2月18日付け厚生労働省通知によりその運用方法が示されました。

この通知を受けまして、本町におきまして、提供された「資格重複状況結果一覧」により資格状況を確認したところ、82世帯の資格重複が判明したところであります。

本件事案を除く81世帯につきましては、被用者保険への加入後に、自ら届出をすべき国民健康保険の資格喪失手続きが行われていなかったもので、現在資格喪失に関する届出の勧奨を行っているところであります。

本件事案の資格重複につきましては、関係書類が文書保存期間の満了により不存在であるため原因については推測になりますが、平成17年2月8日付けの転居に伴う住民異動処理の際、当時の担当者が誤って国民健康保険の被保険者として事務処理したことによるものと考えられます。

なお、資格重複により、以後、国民健康保険税が課税されており、これまでの収納状況を調査したところ、本町で確認することができる最も古い平成18年度分から直近の令和7年度分までの期間において、総額565万6,300円の納付がありました。

相手方には、4月15日に直接訪問の上お詫びを申し上げ、経緯を説明するとともに、誤納となっている国民健康保険税の還付手続きを速やかに進めていくことでご理解をいただいたところであります。

今回の事務処理誤りにつきましては、弁解の余地はなく、町民の皆様の信頼を損ねたことにつきまして、深く反省しているところであります。

今後は、二度とこのような事態を招くことのないよう、より一層緊張感を持って職務を遂行する旨、全職員に指導を行ったところであります。

次に、学校給食費について申し上げます。

近年の物価高騰の影響により、本町では本年度から学校給食費を改定いたしましたが、国は小学校段階の学校給食費の負担軽減策として、給食無償化の経費を盛り込んだ「給食費負担軽減交付金」を創設し、先月、関連予算が成立したところであります。

これを受けまして、本町では国の交付金で不足する額を町が負担することとし、小学校及び義務教育学校前期課程児童の給食費を本年4月から無償とするほか、食物アレルギーにより給食を食べていない児童に対しましても、給食材料費相当額の支援を行うべく、関連する補正予算を本臨時会に提案させていただいているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は、終わりました。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、承認第2号から、日程第6、議案第35号まで及び日程第8、議案第37号から、日程第12、議案第41号までの計9議件については、会議規則 第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、承認第2号から、日程第6、議案第35号まで及び日程第8、議案第37号から、日程第12、議案第41号までの計9議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 承認第2号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め」、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

専決処分第8号であります。

令和7年度幕別町一般会計補正予算について、令和8年3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

2ページをご覧ください。

令和7年度幕別町一般会計補正予算第12号であります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ503万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ234億4,620万6,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページから5ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

11ページまでお進みください。

2款総務費、1項総務管理費、7目近隣センター管理費、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童医療費、6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費、それぞれ、企業版ふるさと寄付金を寄付者の意向に沿い、財源として充当するものであります。

12ページをご覧ください。

2項林業費、1目林業総務費271万1,000円の追加であります。

幕別町森林組合が北海道の事業調整により追加で実施した、除伐や間伐などの森林整備事業に対する補助金の追加であります。

7款、1項商工費、1目商工振興費232万8,000円の追加であります。

3月の第1回定例会におきまして、新規融資案件の増加に伴い、352万4,000円を予算補正いたしましたが、資材高騰などを背景とした運転資金の借入れが見込みに比して多かったことにより追加したものであります。

3目観光費、13ページにわたりますが、10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費、それぞれ、企業版ふるさと寄付金を財源として充当するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

6ページまでお戻りください。

1款 町税、1項 町民税、1目個人272万2,000円の追加であります。

2款から13款までの補正については、いずれも交付額の確定に伴うものであります。

2款 地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税 248万1,000円の減額、2項、1目自動車重量譲与税 1,894万7,000円の減額、3項、1目 森林環境譲与税、178万8,000円の減額、7ページをご覧ください。

3款、1項、1目利子割交付金141万2,000円の減額、4款、1項、1目配当割交付金 505万4,000円の追加、5款、1項、1目株式等譲渡所得割交付金 1,837万2,000円の追加 6款、1項、1目法人事業税交付金468万円の追加、8ページをご覧ください。

7款、1項、1目地方消費税交付金7,051万9,000円の追加、8款、1項、1目ゴルフ場利用税交付金122万円の追加、9款、1項、1目自動車税環境性能割交付金1,312万9,000円の追加、11款、1項、1目地方特例交付金511万1,000円の追加、9ページをご覧ください。

2項、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金62万7,000円の追加、12款、1項、1目地方交付税6,078万円の追加であります。

特別交付税の3月交付分の確定によるものであります。

13款、1項、1目交通安全対策特別交付金175万8,000円の減額であります。

10ページをご覧ください。

19款、1項寄付金、2目 総務費寄付金650万円の追加であります。企業版ふるさと寄付金であります。

20款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金1億6,000万円の減額であります。

これにより、令和7年度繰入金の現計は、4億円であります。

4目 森林環境譲与税基金繰入金271万1,000円の追加であります。

森林整備環境促進事業の財源として繰り入れるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり承認されました。

日程第4、承認第3号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 承認第3号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め」、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

専決処分第9号であります。

令和8年度幕別町一般会計補正予算について、令和8年4月20日付けで専決処分を行ったものであります。

今回の補正予算は、明日、5月9日の高木 美帆さんへの特別町民栄誉賞の表彰に合わせて、実行委員会主催により行われます感謝パレードや交流会の開催費用のほか、稲川くるみさんへの町民栄誉賞の表彰に係る経費を追加したものであります。

2ページをご覧ください。

令和8年度 幕別町 一般会計補正予算 第2号であります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ769万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ194億6,792万5,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページから4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

6ページまでお進みください。

2款 総務費、1項総務管理費、17目諸費139万3,000円の追加であります。

町民栄誉賞及び特別町民栄誉賞の選考委員会開催に係る経費のほか、高木さんへの特別町民栄誉賞の記念品として100万円と毎月1万円相当の特産品1年間分を、稲川さんへの町民栄誉賞の記念品として10万円を贈呈するものなどであります。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費630万円の追加であります。

高木美帆さんの感謝パレードと交流会の主催者であります「ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック出場選手を応援する会実行委員会」に対する補助金であります。

パレードに係る警備や安全対策のほか、交流会に係る屋外特設ステージ設置や来場者への配布物製作等の費用に充てられるものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。5ページにお戻りください。

1款 町税、2項、1目固定資産税769万3,000円の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第34号「幕別町行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第34号、幕別町行政手続条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の2ページをご覧ください。

幕別町行政手続条例は、国が行う処分、行政指導及び届出について行政機関が守るべき手続きを定めた行政手続法が平成6年10月に施行されたことに伴い、同法の規定に基き、幕別町が行う処分等の手続に関し共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的に平成9年9月に制定し、同年10月から施行しているものであります。

令和5年6月に公布された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」において、行政手続法が改正され、

不利益処分を行う場合に事前に必要となる、聴聞及び弁明の機会の付与の際の意見陳述手続の通知を公示送達により行う場合の方法について、従来の書面掲示規制が見直され、インターネットによる公表を前提とした改正が行われ、令和8年5月21日から施行されますことから、所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

第15条は、聴聞の通知の方式を定めております。

現行、第3項は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、書面による通知を事務所の掲示場に掲示することによって行うことができると、定めております。

改正条例第3項は、書面通知を「公示の方法」によって行うことができると改め、第4項として、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名等を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を、3ページになります、規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態、これはインターネットを活用したホームページ上において閲覧できる状態を示しております、この状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を事務所の掲示場に掲示することにより行うと定めるものであります。

この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したとみなす、ものであります。

第16条は、この改正に伴う引用条項の改正であります。

第22条は、聴聞の続行に係る期日の指定を定めております。

引用条項の改正と文言整理であります。

第29条は、聴聞に関する手続の準用を定めております。

引用条項の改正であります。

議案書3ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を定めております。

この条例は、令和8年5月21日から施行する、とするものであります。

改正行政手続法の施行に合わせるものであります。

4ページをご覧ください。

第2項は、経過措置を定めております。

この条例による改正後の幕別町行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第35号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第35号、幕別町税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページ、議案説明資料の5ページをご覧ください。

物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して所得税の基礎控除等を引き上げる仕組みを創設し、就業調整対策に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に引き上げることや、軽自動車の購入時にかかる環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とすることなどを盛り込んだ令和8年度税制改正に基づき、地方税法等の一部を改正する法律が、令和8年4月1日に施行されましたことから、関連する幕別町税条例の改正を行おうとするものであります。

改正条例の概要について、ご説明いたしますので、議案説明資料の5ページをご覧ください。

個人町民税であります。

1点目は、「物価上昇局面における給与所得控除等の対応に伴う改正」であります。

改正条項は、条例第36条の2、以下記載のとおりであります。

改正内容の欄をご覧ください。

「（1）個人町民税の給与所得控除の見直し」は、給与所得控除の最低保障額を4万円引き上げ69

万円とするものであります。

ただし、特例の創設に伴い、令和9年度分及び令和10年度分に限り、さらに5万円を引き上げ、74万円とするものであります。

「(2) ひとり親控除の拡充」は、控除額を3万円引き上げ33万円とするものであります。

2点目は、地方税法の改正に伴う、法律の引用条項及び文言の整理であります。

固定資産税であります。

1点目は、「固定資産税の免税点の見直しに伴う改正」であります。

改正条項は、条例第63条であります。

固定資産税の家屋に係る免税点を10万円引き上げ30万円に、償却資産に係る免税点を30万円引き上げ180万円とするものであります。

2点目は、法律の引用条項及び文言の整理であります。

6ページをご覧ください。

軽自動車税であります。

1点目は、「軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正」であります。

改正条項は、条例第80条、以下記載のとおりであります。

改正前に3輪以上の軽自動車の取得者に課されていた環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止されたことに伴い、改正後は、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）の所有者に課する現行の種別割を軽自動車税とするものであります。

2点目は、法律の引用条項及び文言の整理であります。

以上が、改正概要であります。

7ページから41ページにかけては、改正条例の新旧対照表を記載しております。

7ページをご覧ください。

第18条の3は、納税証明事項を定めております。

軽自動車環境性能割の廃止に伴う改正であります。

第19条は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金についての規定であります。

引用条項の改正であります。

8ページをご覧ください。

第33条は、所得割の課税標準を定めております。

引用条項の改正であります。

第34条の7は、個人町民税における寄附金税額控除を定めております。

引用条項の改正であります。

9ページをご覧ください。

第36条の2は、町民税の申告を定めております。

引用条項の改正であります。

10ページをご覧ください。

第36条の3の2は、給与所得者の扶養親族等申告書を、11ページになります。

第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を定めております。

文言整理であります。

13ページをご覧ください。

第63条は、固定資産税の免税点を定めております。

家屋と償却資産に係る免税点の改正であります。

第80条から第81条は、環境性能割の廃止に伴う文言整理であります。

15ページをご覧ください。

現行条例第81条の3から、16ページにかけて、第81条の8までは、環境性能割について定めております。

廃止に伴い、削るものであります。

第82条から、19ページにかけて、第91条までは、環境性能割の廃止に伴う引用条項の改正と文言整理であります。

20ページをご覧ください。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を定めております。

令和9年度までとする適用期限を撤廃するものであります

現行の附則第7条の3は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除が受けられる期間が居住年から10年までであり、控除期間の終了に伴い削るものであります。

21ページをご覧ください。

現行の附則第7条の3の2に、見出しとして、「個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除」を付し、住宅借入金等特別税額控除の適用期限が5年間延長されたことに伴い、引用条項の改正を行い、附則第7条の3とするものであります。

22ページをご覧ください。

附則第7条の4は、引用条項の改正であります。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限を令和12年度まで延長するものであります。

23ページをご覧ください。

附則第9条の2は、引用条項の整理であります。

附則第10条の2は、地方税法に定めております、

地方自治体が、国の示した参酌値と参酌値を含んだ一定の範囲内において、自治体の裁量により税率を定めることができる「地域決定型地方税特例措置」、いわゆる「わがまち特例」に関して、課税標準に乗ずる割合を定めております。

24ページをご覧ください。

固定資産税に係る特例措置について、引用条項を改め、地方税法の改正に伴い減額割合を改正後の参酌値に改めるものであります。

第15項は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて一定のバリアフリー改修工事を実施した場合に係る固定資産税の特例措置を新設するものであります。

25ページをご覧ください。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めております。

引用条項の改正であります。

27ページをご覧ください。

現行附則第15条の2から、29ページにかけて、第15の7までは、環境性能割の廃止の伴い削るものであります。

30ページをご覧ください。

附則第16条と、31ページの第16条の2は、環境性能割の廃止に伴う文言整理であります。

32ページをご覧ください。

附則第16条の3と、第16条の4、33ページの第17条は、引用条項の改正であります。

34ページをご覧ください。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例を定めております。

期限の延長に伴う改正であります。

35ページをご覧ください。

附則第18条と第19条は、引用条項の改正であります。

36ページをご覧ください。

改正附則第19条の3は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例を新たに定めるものであります。

37ページをご覧ください。

附則第21条から、39ページの第21条の3までは、引用条項の改正であります。

41ページの「附則第5条関係」をご覧ください。

本改正条例の附則第5条において、平成26年条例第12号の附則第6条を改めるものであります。

環境性能割の廃止に伴う文言整理であります。

議案書にお戻りいただき、12ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1条本文は、「この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する」と定めるものであります。

ただし書き規定として、第1号は、個人町民税の改正規定は、令和9年1月1日に第2号は、固定資産税の改正規定は、令和9年4月1日に第3号は、個人町民税における寄附金に係る寄附金税額控除の改正規定は、令和10年1月1日に第4号は、個人町民税における寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正規定は、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日」に定めております。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律は、今国会に提出されており、現在、未公布でありますので、かっこ書きの法律番号を空白としております。同法案が国会において可決成立し、公布後に、法律番号を追記し、本改正条例を補完するものであります。

第2条は、町民税に関する、13ページの第3条は、固定資産税に関する14ページの第4条は、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

第5条は、平成26年条例第12号の幕別町税条例等の一部を改正する条例の附則第6条中、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第7、議案第36号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第36号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページ、議案説明資料の42ページをご覧ください。

平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月から国民健康保険制度は都道府県単位とされ、都道府県も保険者に加わ

り、財政運営の責任主体と位置付けられ、本年3月で8年が経過いたしました。

国は、将来的な都道府県単位での保険料水準の統一に向け、国民健康保険制度における財政運営上の課題解決のため、令和5年6月に都道府県国民健康保険運営方針策定要領を改定するとともに、同年10月に保険料水準統一加速化プランを作成いたしました。

これを受け、北海道は、保険料水準の統一化に向け、市町村が安定的な財政運営と事務の効率化を推進できるよう、令和6年度から11年度までを期間とする北海道国民健康保険運営方針を令和6年3月に定め、12年度からは、全道どこにいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる保険料水準の統一を目指すとしたところであります。

こうしたことから、本町におきましても、国民健康保険事業の健全な運営を図りつつ、令和12年度からの保険料水準の統一を見据え、被保険者の急激な負担増とならないよう、7年度から段階的に保険税率を見直すこととしたところであり、7年度に引き続き8年度においても保険税率の見直しを行おうとするものであります。

加えて、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、少子化対策により受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい「分かち合い・連帯」の仕組みとして、全ての健康保険者から保険料とあわせて拠出を求めるとされた「子ども・子育て支援金制度」の創設や、基礎課税額等の課税限度額を引き上げることなどを内容とした改正地方税法施行令が、本年4月1日に施行されたことから、本町におきましても、施行令の改正内容と同様の条例改正を行おうとするものであります。

初めに改正概要をご説明いたしますので、議案説明資料の42ページをご覧ください。

改正項目の1点目は、「国民健康保険税（基礎課税額）の税率」であります。

関係条項の欄をご覧ください。

関係条項は、2行目以降に記載の、条例第3条第1項、第5条、第6条であります。

改正内容の欄をご覧ください。

基礎課税額の税率について、所得割額を、6.98パーセントから0.32ポイント引き上げ7.3パーセントに、均等割額を、2万5,800円から800円引き上げ2万6,600円に、平等割額を、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、3万100円から100円引き下げ3万円に、特定世帯、右側の摘要欄の※1をご覧ください。

これまで国民健康保険被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯内に国民健康保険被保険者が1人だけとなった世帯は、1万5,050円から50円引き下げ1万5,000円に、特定継続世帯、摘要欄の※2になります、特定世帯として5年間の期間を満了した世帯は、2万2,575円から75円引き下げ2万2,500円に改めようとするものであります。

2点目は、「国民健康保険税（後期高齢者支援金等課税額）の税率」であります。

関係条項は、条例第7条、第9条、第10条であります。

後期高齢者支援金等課税額の税率について、所得割額を、2.36パーセントから0.02ポイント引き上げ2.38パーセントに、均等割額を、7,700円から300円引き上げ8,000円に、平等割額を、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、8,300円から100円引き上げ8,400円に、特定世帯は、4,150円から50円引き上げ4,200円に、特定継続世帯は、6,225円から75円引き上げ6,300円に改めようとするものであります。

43ページをご覧ください。

3点目は、「国民健康保険税（介護納付金課税額）の税率」であります。

関係条項は、条例第11条、第13条、第14条であります。

介護納付金課税額の税率について、所得割額を、1.59パーセントから0.08ポイント引き上げ1.67パーセントに改めようとするものであります。

4点目は、「国民健康保険税（子ども・子育て支援納付金課税額）の税率」の新設についてであります。

関係条項は、条例第15条、第16条、第17条、第18条であります。

子ども・子育て支援納付金課税額の税率について、

所得割額を0.29パーセントに、均等割額を1,000円に、18歳以上被保険者均等割額として加算する額を100円に、平等割額は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を1,000円に、特定世帯を500円に、特定継続世帯を750円に、定めるものであります。

ページ下段に参考として、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、子ども・子育て支援納付金課税額の合計を示しております。

44ページをご覧ください。

5点目は、「国民健康保険税の減額」であります。

関係条項は、条例第30条であります。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課する応能分と、受益に応じて等しく被保険者に賦課する応益分で構成されておりますが、世帯の所得が一定以下の場合には、応益分である均等割と平等割の7割、5割又は2割を減額するものとしております。

改正内容の欄をご覧ください。

(1) 基礎課税額に係る減額は、このたびの保険税率の改正に伴い、減額する額を「現行(A)」欄の金額から「改正案(B)」欄の金額に改めようとするものであります。

45ページをご覧ください。

同様に(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る減額を改めようとするものであります。

46ページをご覧ください。

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額は、このたびの保険税率の新設に伴い、「改正案(B)」欄の金額を新たに定めようとするものであります。

47ページをご覧ください。

(4) 未就学児の被保険者均等割額は、令和4年4月から未就学児の被保険者均等割額の5割を減額しております。

基礎課税額の被保険者均等割額の現行(A)は、法定軽減の対象ではない世帯の未就学児は、被保険者均等割額2万5,800円の5割の1万2,900円を、7割軽減世帯の未就学児は7割軽減後の7,740円の5割3,870円を5割軽減の未就学児は軽減後の1万2,900円の5割の6,450円を2割軽減の未就学児は軽減後の2万640円の5割の1万320円を減額しております。

税率改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額と合わせて減額する額を改めようとするものであります。

加えて、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の減額について定めるものであります。

48ページをご覧ください。

(5) 出産被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額は、子ども・子育て支援納付金課税額の保険税率の新設に伴い定めるものであります。

摘要欄の※3をご覧ください。

出産被保険者の出産予定日の属する月の前月、多胎妊娠の場合は3月前から出産予定月の翌々月までの期間を「産前産後期間」と定義しております。

所得割額は、所得割額の12分の1の額に、産前産後期間のうち、課税年度に属する月数を乗じた額を減額するものであります。

出産被保険者の均等割額と18歳以上被保険者に加算される均等割額、法定軽減の対象世帯に属する出産被保険者にあつては減額後の額であります。当該額の12分の1の額に、産前産後期間のうち課税年度に属する月数を乗じた額を減額するものであります。

(6) 18歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に係る減額は、前号と同様、子ども・子育て支援納付金課税額の保険税率の新設に伴い定めるものであります。

摘要欄の※4をご覧ください。

18歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額に相当する額の全額を減額するものであります。

49ページをご覧ください。

6点目は、「国民健康保険税基礎課税額等の課税限度額」であります。

関係条項は、条例第2条第2項及び第5項であります。

地方税法は、「税目、課税客体、課税標準、税率などの賦課徴収に関する規定は、条例によらなければならない」とする「地方税条例主義」を掲げ、国民健康保険税にあつては、「基礎課税額等の課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない」と定めております。

国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額を引き上げることなどを内容とした改正地方税法施行令が、本年4月1日に施行されたところであります。

このたびの改正は、保険税負担の公平性の確保と中低所得者の保険税負担の軽減を図る観点から行われたものでありますことから、本町においても、施行令の改正内容と同様の条例改正を行おうとするものであります。

改正内容の欄をご覧ください。

基礎課税額の課税限度額を1万円引き上げて67万円に改めようとするものであります。

子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を、3万円として新たに定めようとするものであります。

これにより、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額を含めた課税限度額の合計は、109万円から113万円に増額となるものであります。

7点目は、「国民健康保険税の軽減判定所得基準」であります。

関係条項は、条例第30条第1項第2号及び第3号であります。

地方税法は、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分である均等割と平等割の7割、5割又は2割を減額するものとする定め、この減額にあつての世帯の判定所得基準は、地方税法施行令で定める金額を超えない場合に、同施行令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるところにより減額するものとする、規定しております。

国は、医療費の増嵩が続く中で高所得者に応分の負担を求め、一方で、昨今の経済動向等を考慮し、軽減対象者の割合が縮小しないよう、低所得者層に配慮した見直しを行うため、地方税法施行令をしたことから、これと同様の条例改正を行おうとするものであります。

世帯の合計所得金額が、一定額を超えない場合に行う均等割額と平等割額の軽減の基準となる所得の額を引き上げる改正であります。

改正内容の欄をご覧ください。

「（1）7割軽減」は、変更がありません。

「（2）5割軽減」は、被保険者数に乗ずる金額を30万5,000円から31万円に、「（3）2割軽減」は、被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に改めようとするものであります。

以上が、改正概要であります。

国民健康保険税の算定に用いる税率の見直し、子ども・子育て支援納付金課税額の新設、課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得基準の見直しを内容とした条例改正については、去る4月23日に幕別町国民健康保険運営協議会に諮問を行い、翌24日に「改正することが適当である」との答申をいただいたところであります。

50ページから71ページまでは、改正条例の新旧対照表であります。

ここでの説明は省略いたします。

議案書にお戻りいただき、21ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を定めております。

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する、とするものであります。

第2項は、適用区分を定めております。

この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託のため、
質疑を省略することに決定いたしました。

議案第36号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10:57 休憩

13:00 再開

[追加日程]

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしましたとおり、民生常任委員会委員長から、付託しました議案第36号についての審査結果報告書が提出されましたので、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第7の2、議案第36号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子） 民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

令和8年5月8日、本委員会に付託された議案第36号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和8年5月8日、1日間であります。

審査にあたっては、条例の改正内容及び住民負担への影響等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で、原案を「可」とすべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

[討 論]

○議長（寺林俊幸） 日程第7の2、議案第36号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

野原議員。

○9番（野原恵子） 議案第36号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

長期の経済状況は町民の暮らしを困難にしております。特に、物価の高騰は止まるところを知らず、生活の不安は広がるばかりの現状です。そのような中で実質賃金は上がらず、特に国保加入者の多くを占める年金受給者は年金額はほとんど上がらない中、日々節約し生活をしております。そのような現状にある中で、これまでも協会けんぽなどと比べて高額な国民健康保険料の負担は加入者にとって大変大きな負担となっております。今回の改定は主に都道府県国民健康保険運営方針に基づき、標準保険料を定め令和12年までの5年間で、年金収入210万円の世帯での引き上げは約1万2,000円にもなります。しかも基金を北海道の納付額の5パーセント、5,000万円を目標としながら2億5,000万円もの積み上げを行うとしております。過度な基金の保有であり町民負担を考えるならもっと引き下げるべきです。

理由の2つ目は4月から全ての公的医療保険に上乘せする子ども・子育て支援金の徴収が始まりました。税でも保険料でもない新たな負担を公的医療保険に紛れ込ませ徴収するという制度です。

少子化対策の加速化プランの財源として総額3.6兆円のうち、1兆円をこの支援金で賄うとしております。子育て支援を本気で強化するなら国庫負担で対応すべきです。幕別町の令和8年度の国保税の最高限度額4万円引き上げのうち、支援金が3万円となっております。子供家庭庁は全ての世代で支え合うと説明しておりますけれども、SNSやメディアでは実質的独身税では、また子育て世帯への負担転嫁だ。また、高齢者は年金収入が頼りなのに負担が増えると暮らしが不安になるなど批判が噴出してあります。子育て支援は社会保障の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、疾病や老齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しております。また支援金の分だけで国庫負担は減り、子育て対策が良くなるわけでもありません。医療と無関係の政策を保険料に上乘せする必然性はなく、制度の枠組をねじまげて新たな負担を課す、今回の方式は合理性を書き、深刻な欠陥を抱えております。

この方式が前例となれば、医療と無関係な政策にまで保険料の流用が際限なく広がりかねません。公的医療保険に目的外負担を上ずるのではなく、政府の責任で財源の見直しを行い、目的に沿った財源を確保すべきであり、議案第36号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 他に討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第36号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方は、賛成のボタンを、反対の方は、反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数17人、賛成13人、反対4人。

したがって、本件は、委員長報告のとおり、可決されました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第8、議案第37号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第37号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の22ページ、議案説明資料の72ページをご覧ください。

このたびの改正は、幕別町総合介護条例において町長の附属機関として設置しております介護保険運営等協議会の所掌事務に認知症施策推進計画の策定を加えるとともに、令和7年度税制改正とこれに伴い改正されました介護保険法施行令の施行に伴い、令和8年度介護保険料の減免に係る特例を附則に定めようとするものであります。

議案説明資料の72ページをご覧ください。

令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の特例措置について、であります。

「1 令和7年度税制改正及び介護保険法施行令の一部改正」であります。

(1) 令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、令和7年中の給与収入に対する市町村民税に係る給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

これに伴い、(2) のとおり介護保険法施行令の一部改正が行われました。

介護保険制度は、3年を1期とするサイクルで保険料収入を見込み、介護保険事業を運営しております。

介護保険料率算定上、保険料段階は、市町村民税の課税の有無や合計所得金額に基づき設定しておりますことから、税制改正により給与所得控除の最低保障額が引き上げられ、前年と同じ収入であれば、所得額の減少に応じて、保険料段階が下がるケースが生じることが想定されます。

こうしたことから、国は、現行の令和6年度から8年度までの第9期介護保険事業計画期間中における保険料収入の減少を防ぐ観点に立ち、介護保険法施行令を改正し、給与所得控除の見直しによる保険料収入への影響を遮断したところであります。

右側下部に記載のとおり、改正政令は、給与収入が55万1,000円以上190万円未満の場合、給与所得控除の最低保障額を令和7年度税制改正前の55万円として、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす、というものであります。

(3) に記載のとおり、令和8年度の介護保険料算定については、令和7年度税制改正により市町村民税が令和7年度「課税」の方が、令和8年度「非課税」となった場合は、改正政令により、令和8年度の介護保険料算定に限り、令和7年度税制改正前の給与所得控除額で保険料を算定することとなるため、介護保険料の保険料段階において、令和8年度は、「課税」とみなして保険料を算定するとするものであります。

右側の図1をご覧ください。

ピンク色の箇所をご覧ください。

令和7年度介護保険料算定における令和6年中の給与収入に基づく保険料段階が、第6段階、本人が市町村民税課税の方、他の世帯員すべてが非課税の場合と単身世帯の場合がありますが、この方が令和8年度介護保険料算定に用いる令和7年中の給与収入と6年中の収入が変わらない場合において、控除額の引き上げにより市町村民税が非課税となったときは、左側青色にあります「世帯全員が市町村民税非課税」の区分となるところでありますが、改正政令により、令和8年度に限り、ピンク色の第6段階、「本人が市町村民税課税」の区分のままで保険料を算定とするものであります。

「課税」の区分から「非課税」の区分に保険料段階が下がることを遮断し、図にある矢印の移動を行わず、令和8年度の介護保険料は令和7年度と同じ段階とするものであります。

今年度の時限的な扱いは、改正政令に基づくもので、町の条例改正を要しないものであります。

73ページをご覧ください。

「2 令和8年度介護保険料の減免に係る特例について」であります。

こちらが、今回の条例改正により附則に追加しようとする内容であります。

(1) 特例の概要について、であります。

令和7年度市町村民税非課税の方が、令和7年度税制改正による給与所得控除の引き上げに伴い、令和8年度も引き続き市町村民税が非課税となるように、非課税の基準から控除の引き上げ分の範囲内で給与収入が増加した場合については、国の技術的助言に基づき、改正政令を適用せずに、給与所得控除の最低保障額を65万円として介護保険料についても、保険料段階は「非課税」の区分で保険料を算定するものであります。

右側の図2でご説明申し上げます。

令和7年度の保険料が、図の一番左側青色にあります「世帯全員が市町村民税非課税」の区分であった方で、令和8年度における給与収入の増加が市町村民税非課税の範囲内であるにもかかわらず、改正政令の適用を受けると「みなし課税者」に位置付けられる場合があります。

この場合、図の一番右側ピンク色にあります「本人が市町村民税課税」の区分に移動することとなりますが、こうした場合は、改正政令を適用せずに令和8年度の介護保険料も市町村民税「非課税」のまま保険料を算定する特例を条例附則に定めるものであります。

資料下段の具体例をご覧ください。

給与収入のみの単身世帯で、介護保険料の算定に用いる前年中の給与収入が「90万円」から「100万円」に増加した者についての例でご説明申し上げます。

左側の【市町村民税】であります。

表の下※をご覧ください。

幕別町における市町村民税の課税非課税ラインは、所得金額38万円で、表中の令和7年度は、給与収入90万円から給与所得控除55万円を差し引き給与所得は35万円で市町村民税は非課税となります。

令和8年度は、給与収入が10万円増えて100万円となった場合、給与所得控除65万円を差し引いた給与所得は35万円で、令和7年度と同様に市町村民税は非課税となるものであります。

右側の介護保険料であります。

令和7年度は、市町村民税「非課税」の区分で算定することから、保険料段階は図の左側青色の第1段階であります。

令和8年度は、改正政令により給与所得控除65万円が55万円となることから、給与所得が45万円で、介護保険料は「課税」として算定する「みなし課税者」となり、保険料段階は図の右側ピンク色の第6段階となるものであります。

こうしたケースを生じさせないよう、条例に減免規定を定めるものであります。

矢印の下「減免後」にありますように、減免により、改正政令を適用せずに、市町村民税における給与所得控除額と同額の65万円を給与所得控除として保険料を算定することで、給与所得が35万円、「非課税」となり、保険料段階は令和7年度と同じ第1段階とするものであります。

左側中段の「(2) 減免の方法」に記載のとおり、本人からの申請書等の提出は不要として、介護

保険システムで対象者を抽出し、減免した保険料を自動的に適用するものであります。

74ページをご覧ください。

改正条例の新旧対照表であります。

第19条は、介護保険運営等協議会の所掌事務を定めております。

第1号に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に規定する認知症施策推進計画」の策定を加えるものであります。

令和5年6月に成立いたしました共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条において、市町村に対し、同計画策定の努力義務が定められておりますことから、計画策定に際し、介護保険事業計画、老人福祉計画と同様、介護保険運営等協議会に調査審議いただくため、改正するものであります。

附則第20条は、73ページに記載の「令和8年度分の保険料の減免の特例」を追加するものであります。

第1項は、介護保険法施行令の規定により「みなし課税者」となり、介護保険料の段階が市町村民税非課税の区分から課税に決定されるときは、第12条第1項の災害等に限定して認めている減免規定にかかわらず、令和8年度分の保険料を減免することができるとするものであります。

第2項は、減免後の令和8年度分の保険料の額を、

第3項は、この減免は、保険料の納付義務者の申請を要しないものとするものであります。

議案書の22ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第20条の規定は、令和8年4月1日から適用する、と定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 議案37号について質問をいたします。

非常に税制が変わったことによって、控除額が55万から65万になることによって、介護保険料の段階区分が本来は変わるものを、特例で今年度のみ、前年度の基準でやるということが、まず大前提なんですね。これは本人の申請も何も必要なく、適用されるということではありますが、一体町民の方で該当する方というのは、どのぐらいいらっしゃるのか、今回は特例であります、令和9年度改定の時期にもなっていくしますので、これは当然この特例は今年度限りということになり、次年度からは別区分の算定がされると思うのですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（吉仲有希） まず、今回の特例減免となる対象者及び影響額についてですが、令和7年中の所得に基づく、市町村民税の課税データの介護保険システムへの連携が、今月の下旬を予定しております。特例減免の対象者の抽出あるいは影響額につきましては、抽出が終わるのが5月末頃になりますので、現時点では対象者数あるいは影響額は把握してない状況です。もう1つ、令和9年度については、今回、令和8年度に限定した算定ということですので、令和9年度については、また従来通りという形になるという風に考えております。以上です。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 国の税制改正によるものでありますから、必ずしも幕別町の示していただけるデータと合致しないと言いますか、遅れると言いますか、そういう状況なのだと思うのですが、直接、介護保険料に、今現在町民の方が負担している介護保険料そのものには変更がないものと思いますので、その点については、そんなに神経質になることもないのかなとは思いますが、分かった時点で、つまり、今月末ということでありましたので、その時点で資料としてお示しをいただければ

と思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（吉仲有希） 5月末ぐらいには、抽出数が完了すると思いますので、その時点で対象者数、影響額はお示しさせていただきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13:25 休憩

13:25 再開

○議長（寺林俊幸） ただ今、中橋委員からありました資料請求でありますけれども、本会議でありますので、資料請求については、ここでお諮りして、議員皆さんの合意を得られての請求とさせていただきたいと思います。

ただ今、中橋議員からの申し出がありました行政資料の請求について、理事者に求めることに対してお諮りをいたしたいと思います。

資料請求に対してご理解をいただけますでしょうか。

（はいの声あり）

○議長（寺林俊幸） 請求することといたします。

改めて、先ほど答弁いただきましたけれども、議会としての資料請求とさせていただきたいと思います。他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第38号、「令和8年度幕別町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第38号、令和8年度幕別町一般会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,124万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ195億916万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正予算は、札内さかえ保育所の屋上防水改修工事と小学生の学校給食無償化実施に伴う経費を補正するものであります。

4ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」、「1 追加」であります。

「札内さかえ保育所屋上防水改修事業」は、屋上のアスファルトシート防水の劣化により、降雨時、保育室や職員室などで雨漏りが発生したことに加え、今冬は、堆積した雪によるすがもりが発生し、保育に支障が生じていることから、屋上の防水改修工事を実施するものであります。

4,470万円を限度額として、地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、3目施設型・地域型保育施設費4,973万1,000円の追加であります。
札内さかえ保育所の屋上防水改修工事であります。

既設のアスファルト防水の上面にアスファルトシートを重ねて施工するもので、工期は二月あまりを予定しております。

10款教育費、1項教育総務費、6目学校給食センター管理費であります。

国は、子育て支援に取り組む自治体への学校給食費の負担軽減策として「給食費負担軽減交付金」を創設し、当該経費を盛り込んだ令和8年度予算が4月7日に成立いたしました。

これを受け、本町におきましても小学生の給食無償化を実施するに当たり、当該交付金を充当するとともに、保護者から徴収している学校給食費を減額するものであります。

令和8年度の幕別町の小学校児童の1食あたり単価は313円で、そのうち町負担分48円を控除した265円が保護者負担額であります。

一方、国の交付金は、月額5,200円の11月分、年額5万7,200円でありますので、本年の予定日数203日で割り返した1食あたり単価は281.8円でありますことから、不足額31.2円を町が負担するものであります。

こうしたことから、国の交付金交付額に比べ、現年度分の給食費、保護者負担額が少額となるものであります。

8ページをご覧ください。

2項小学校費、2目教育振興費848万8,000円の減額であります。

18節は、食物アレルギーにより学校給食を食べることができず自宅から弁当を持参している児童に対する支援として、給食材料費相当額1食当たり313円の203食分、年額6万3,539円の10名分の給食代替補助金を追加するものであります。

19節は、給食無償化に伴い、就学援助費の給食費扶助と特別支援教育就学奨励費の学校給食費分を減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りください。

1款町税、2項、1目固定資産税24万1,000円の追加であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費補助金135万7,000円の減額であります。

特別支援教育就学奨励費国庫補助金であります。

16款 道支出金、2項道補助金、6目教育費補助金6,635万2,000円の追加であります。

児童一人当たり月額5,200円の11月分、1人当たり5万7,200円の1,160人分が交付されるものであります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金500万円の減額であります。

6ページをご覧ください。

21款諸収入、5項、4目雑入6,369万3,000円の減額であります。

小学生分の学校給食費であります。

22款、1項町債、2目民生債4,470万円の追加であります。

札内さかえ保育所屋上防水改修事業債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島議員。

○12番（小島智恵） 行政報告にもありましたが、無償と言いましても、国の交付金で全額措置されて

いるわけではないということでもありますね。国の交付金で賄えなかった場合、はみ出した部分を町が負担すると、保護者にとっては無償化になっていく形にはなると思うんですけども、今食材費等々、物価が続いている社会情勢にあるんですけども、そういったはみ出る部分、町の負担が増えていくといった見通しについてどう捉えていますでしょうか。

あと、国の交付金はあるんですけども、町の財政負担が増えないようにこう抑えていくといった動きが出ないものなのか懸念されるんですけども、例えばその給食の内容や質が低下、量が減るとかそういった子供にしわ寄せいくようなことは、あってはならないわけですけども、そういった懸念もありますけども、その辺はどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（守屋敦史） まず、無償化の方にかかる、今後の財政状況の見通しということですけども、確かに給食費は今回値上げをさせていただきまして、小学生については、今回無償化の予算を上させていただいております。小学生の給食費1食あたりは、313円。国の交付金については、281円ということで、32円の手出しの方が町から負担が出るということですけども、給食費の運営につきましては、これまでも給食改定前も食材を安くというか、なるべく抑えるように、ただ栄養価は落ちないような形で、工夫して食材等を選定して、給食の方を提供していますことから、同様な形で、給食費改定後も、そういった栄養価も落ちないように、給食運営も不足が生じないような形で進めていければと思っております。同じように、その関係で、給食が無償化になったとしても、給食の内容については、極力栄養価を落ちないような形で、これまで通り進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 他に質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案の通り決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は原案の通り可決されました。

[一括議題]

○議長（寺林俊幸） 日程第10、議案第39号、令和8年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び、日程第11、議案第40号、令和8年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）の2議件を、一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第39号、令和8年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ804万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ28億351万6,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険税還付金678万5,000円の追加であります。

マイナンバー制度を活用した、健康保険の被保険者に係る「オンライン資格確認」の導入に伴い、

国から提供されました「資格重複状況結果一覧」により資格状況を確認しましたところ、幕別町の国民健康保険被保険者として登録されている世帯の中で、合わせて被用者保険の被保険者として登録されている方のいる世帯が82で、重複に係る国民健康保険税の過誤納金総額は、1,004万4,822円であることが判明いたしました。

このうち、令和7年度中の資格重複による過誤納金、326万200円は、出納整理期間内に現年分の歳入還付として処理を行い、6年度以前の過誤納金である678万4,622円を8年度の歳出予算から還付するため、追加するものであります。

今後は、オンライン資格確認システムにより被保険者資格情報を定期的に確認することにより、こうした被用者保険と国民健康保険の資格重複を早期に発見し、手続きの勧奨に努めてまいりたいと考えております。

行政報告で申し上げました、平成17年2月の事務処理誤りに起因する資格重複による過誤納金の総額は565万6,300円で、そのうち、令和7年度分28万4,500円は現年分の歳入を還付し、過年度分で、納付状況の確認ができました平成18年度分から令和6年度分までの537万1,8000円は、本補正予算により還付することとしております。

3目 還付加算金 125万6,000円の追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

1款、1項、1目国民健康保険税 804万1,000円の追加であります。

以上で、議案第39号、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

議案第40号、令和8年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

第2条は、資本的収入及び支出の補正であります。

収入であります。

第2款簡易水道事業資本的収入 既決予定額に1,202万3,000円を追加し、3億4,652万8,000円と定めるものであります。

支出であります。

第2款簡易水道事業資本的支出 既決予定額に1,210万円を追加し、4億4,993万6,000円と定めるものであります。

第2条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億132万3,000円は消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金で補填するものであります。

7ページをご覧ください。

第3条は、企業債の変更であります。

大豊簡易水道整備事業は、送水ポンプの更新費用として820万円を追加し、2,180万円に改めるものであります。

8ページをご覧ください。

下段の資本的支出であります。

2款 簡易水道事業資本的支出、1項、1目建設改良費1,210万円の追加であります。

本年3月24日、大豊浄水場に設置している送水ポンプ2基のうち稼働中の1基が故障し、送水不能となりましたことから、現在、残りの1基で送水しております。

いずれの送水ポンプも設置から36年が経過し、老朽化が著しく、修理不能と判断されましたことから、緊急対応として、既定予算の中で2基の更新に着手しており、当該工事費相当額を追加するものであります。

収入であります。

2 款簡易水道事業資本的収入、1 項企業債、1 目建設改良等企業債820万円の追加であります。

大豊浄水場の送水ポンプ更新工事に伴う企業債であります。

7 項、1 目負担金382万3,000円の追加であります。

大豊浄水場の送水ポンプ更新工事に伴う豊頃町からの負担金であります。

昭和62年11月の当初の協定締結を改めて、令和2年4月に豊頃町との間で締結した「大豊簡易水道施設の運営管理に関する協定書」に規定する負担割合に基づく負担金であります。

以上で、議案第39号と議案第40号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第39号、令和8年度幕別町国民健康保険特別会計 補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第40号、令和8年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議案とします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第41号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の23ページ、議案説明資料の76ページをご覧ください。

忠類第一幹線明渠排水路整備工事に係る工事請負契約が、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の76ページをご覧ください。

忠類第一幹線明渠排水路は、昭和41年から54年までの14年間で、北海道の普通河川改修補助事業により、忠類市街地の国道236号の東側を南北に流れる下チュウレイ川を積ブロック工法により整備した明渠排水路であります。

施工後50年以上が経過し、積ブロックが経年劣化により大きく内側に傾き、加えて脱落している箇所も生じ、老朽化が進んでおりますことから、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金を活用し、排水路を再整備しようとするものであります

整備工事位置図であります、右側が北方向で下流側であります。

図面中央の忠類北11線の錦橋周辺から、アルコ236周辺までの、整備工事総延長928メートルを当初、令和6年度から8年度にかけて再整備する予定でありましたが、国の交付金の充当状況から、令和11年度を完成予定とする計画に改めております。

今年度の整備区間は、赤く表示しております466.35メートルであります。

77ページをご覧ください。

工事平面図であります。

整備工事位置図と方角が異なり、反転しております。

右側が、南方向で上流側であります。

本年度は、赤く表示しております区間、令和7年度の工事終点を起点とし、上流の忠類北10線までの466.35メートルであります。

上段図面の左側、「令和8年度工事起点」から右に進み、図面上、右端で途切れた工事区間は下段図面の左側に接続し、「令和8年度工事終点」までが工事区間であります。

工事延長466.35メートルを10の区間に分割し、下流から上流に向かって整備するものであります。

工事は分割した区間の流水を上流から下流へポンプを使用し仮排水しながら施工するものであります。

78ページをご覧ください。

再整備する排水路の標準断面図であります。

図面下部に記載の、底板コンクリートと、その上部の積ブロック等を全て撤去し、水路の敷幅3.0メートル、深さ1.6メートルの排水路を整備するものであります。

以上が工事概要であります。

議案書の23ページをご覧ください。

1 契約の目的は、忠類第一幹線明渠排水路整備工事であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月22日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社アスワン、コウケツ建設工業株式会社、株式会社萬和建设、株式会社下沢組、ナカムラ技建株式会社、の7者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、2億7,390万円をもちまして、加藤建設株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町忠類白銀町205番地1 加藤建設株式会社代表取締役 加藤茂樹氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和9年3月10日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和8年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

13：25 閉会